

中山町内事業者への主な支援策（概要）について（令和2年12月15日現在）

※上記日現在の特に問合せの多い支援策について各種概要を抜粋したものです。内容は適宜更新・変更されている場合がありますので、詳細は各問合せ先に必ずご確認ください。（中山町商工会）

・持続化給付金（国） 法人 200 万、個人 100 万

申請期限 令和3年1月15日まで

問合せ先：持続化給付金コールセンター 0120-279-292

・家賃支援給付金（国） 賃料×2/3×6ヵ月分（最大 法人 600 万、個人 300 万）

申請期限 令和3年1月15日まで

問合せ先：家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

・中山町産業持続化支援金（町） 10 万

申請期間 令和3年2月26日まで

※新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で30パーセント以上減少している者。比較対象期間は令和2年1月から同年12月まで。

持続化給付金（国）を受給した方は重複して受給することができます。

問合せ先：中山町産業振興課 662-2114

・中山町新・生活様式対応支援補助金（町） 20 万

申請期限 令和3年1月15日まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る業種別ガイドライン等に基づく新しい生活様式に対応するため、整備・購入した経費等。（空気清浄機能付きエアコン、空気清浄機等）

問合せ先：中山町産業振興課 662-2114

・中山町雇用安定化事業費補助金（町） 20 万

申請期限 雇用調整助成金の特例期間による

※雇用調整助成金の支給申請手続きを社労士に依頼した際の手数料

問合せ先：中山町産業振興課 662-2114

・新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置（町） 1/2 軽減、全額免除

申請期間 令和3年2月1日まで

※事業用家屋及び償却資産について固定資産税の課税標準額の軽減を受けることができます。令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計を前年の同時期と比べた際の減少率が30%以上50%未満は1/2軽減、50%以上の減少は全額免除となります。

提出書類

- ① 軽減申告書（※認定経営革新等支援機関等（商工会等）の確認印があるもの）
- ② 特例対象資産一覧表（令和元年以前に取得した家屋用、令和2年中に新規取得した家屋用）
- ③ 事業収入が減少したことを証する書類（会計帳簿、青色申告決算書、法人事業概況説明書等）
- ④ 特例対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書、法人税申告書別表16、課税明細書、社内で管理している固定資産台帳等）
- ⑤ 償却資産申告書
- ⑥ 課税明細書

問合せ先：中山町住民税務課 662-2112